

船舶事故調査報告書

平成29年11月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年5月3日 13時48分ごろ
発生場所	和歌山県田辺港 番所鼻灯台から真方位085° 1.2海里付近 (概位 北緯33°41.7′ 東経135°21.5′)
事故の概要	プレジャーボート ^{ダイコ} DAIKO丸は、南南東進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年6月5日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート DAIKO丸、4.9トン
船舶番号、船舶所有者等	243-21727和歌山、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	船底外板に破口等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人5人を乗せ、全員が救命胴衣を着用し、紀伊水道での釣りを終え、和歌山県白浜町^{つなしらず}綱不知の係留地に向けて田辺港西方沖を東進した。</p> <p>船長は、田辺港の港域内に入り、しばらく東南東進してから針路を右に転じ、係留地に向けて南南東進中、白浜町^{さかた}坂田鼻東方沖の浅所に乗り揚げた。</p> <p>船長は、ふだんGPSプロッターに記録された航跡を見て船位を確認し、係留地の北方にある白浜町^{はたけ}畠島を通過して針路を右に転じ、係留地に向けていたが、本事故時、同プロッターの航跡記録が消えていたので、同プロッターを見ずに操船していた。</p> <p>船長は、畠島の西方にある坂田鼻付近の地形を畠島の東岸と見間違い、同鼻を通過したところで針路を右に転じていたことを本事故後に知った。</p> <p>船長は、GPSプロッターを見ていれば、坂田鼻付近の地形を畠島の東岸と見間違えることはなかったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、田辺港を南南東進中、船長が、GPSプロッターを使用して船位の確認を行っていなかったことから、陸岸の地形を見間違えて変針したことに気付かず、坂田鼻東方沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、田辺港を南南東進中、船長が、GPSプロッターを使用して船位の確認を行っていなかったため、陸岸の地形を見間

	違えて変針したことに気付かず、坂田鼻東方沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・GPSプロッター等を活用して船位の確認を行うこと。